

令和2年(厚)第242号(以下「甲事件」という。)

令和2年(厚)第252号(以下「乙事件」という。)

令和2年12月28日

主文

本件再審査請求をいずれも棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

甲・乙事件再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金及び後記第3の1記載の未支給年金の支給を求めるといふことである。

第2 事案の概要

本件は、請求人が、厚生労働大臣に遺族厚生年金の裁定を請求するとともに、後記第3の1記載の本件未支給年金の支給を請求したところ、請求人は亡A(以下「A」という。)の死亡の当時、給付を受けることができる配偶者とは認められないとして、いずれも不支給とする処分がされたことを不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、厚生年金保険の被保険者であり、かつ老齢基礎年金及び老齢厚生年金(以下、併せて「老齢給付」という。)の受給権者であったAが平成○年○月○日に死亡したので、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、Aの妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求するとともに、Aに支給すべき老齢給付に係る保険給付及び年金給付で未支給のもの(以下「本件未支給年金」という。)の支給を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、請求人に対し、平成○年○月○日付けで、遺族厚生年金を受けることができる遺族とは認められない

として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分をし、令和○年○月○日付けで、事実上婚姻関係と同様の事情にある配偶者に該当していないためとして、本件未支給年金を支給しない旨の処分をした(以下、併せて「原処分」という。)

- 3 請求人は、原処分について審査請求を経て、令和○年○月○日(受付)、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

- 1 厚生年金保険の被保険者である者、老齢厚生年金の受給権者(保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。)に該当する者等が死亡した場合で、死亡した者(以下「死亡者」という。)の配偶者であって、死亡者の死亡の当時、死亡者によって生計を維持したものに遺族厚生年金が支給される。そして、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むとされ、また、死亡者によって生計を維持した者とは、死亡者と生計を同じくしていた者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第3条第2項、第58条第1項及び第59条、厚生年金保険法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「本件通知」という。))。
- 2 老齢給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき老齢給付に係る保険給付及び年金給付でまだその者に支給しなかったもの(以下「未支給年金」という。)があるときは、その

者の配偶者であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給年金の支給を請求することができる」とされている。そして、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むとされている（厚年法第3条第2項及び第37条第1項、国民年金法第5条第7項及び第19条第1項並びに本件通知）。

3 本件の場合、Aが、その死亡の当時、戸籍上婚姻の届出をした配偶者がいないこと、老齢給付の受給権者であったこと、及び、Aの死亡の当時、請求人が、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったことについては、後記第2の1の(1)ないし(3)及び(5)の認定事実から明らかであり、この点について当事者間に争いはないところ、本件の問題点は、請求人がAと事実上婚姻関係と同様の事情にあった者と認めることができるかどうかということである。

第2 事実の認定及び判断

1 本件記録によれば、次の事実を認定することができる。

- (1) Aは、昭和○年○月○日に出生し、平成○年○月○日請求人と婚姻し、その間に長男B（平成○年○月生）が生まれたが、平成○年○月○日離婚した。
- (2) Aは、平成○年○月○日午前○時○分、○○市○○区○○ ○-○-○のa病院において、急性心筋梗塞により死亡した。その死亡は、長男Bが届け出た。
- (3) Aは、受給権発生日を平成○年○月○日とする老齢給付の裁定を受け、その後、死亡により失権するまで、老齢給付の受給権を有していた。
- (4) 住民票（除票）上、Aは、平成○年○月○日に○○国から○○市○○区○○ ○-○-○-○（以下「b宅」という。）に住所を定め世帯主となり、その後、同人の死亡の時まで、住所の変更はない。

住民票及び除票上、請求人は、平成○年○月○日に○○市○○区○○ ○-○-○-○（以下「c宅」という。）に住居を定め、その後、Aの死亡の時まで、住所の変更はないが、平成○年○月○日にb宅へ転居し、請求人と請求人の長男を世帯員とする世帯の世帯主となった。

(5) 平成○年度（平成○年分）所得（市・県民税）証明書（平成○年○月○日付け）によれば、請求人に係る平成○年分の合計所得金額は0円である。

(6) 請求人が作成した事実婚姻及び生計同一関係に関する申立書（平成○年○月○日付け。以下「請求人申立書」という。）の主な内容を記載すると、それぞれ次のとおりである。

ア 別世帯になっていた理由（注：記載なし）

イ 同居についての申立（別居していたことの理由）

息子が平成○年○月からdのe学校に入学した為。

ウ 経済的援助についての申立

㊦ Aから請求人に対する経済的援助の有無：あり

㊧ その回数：月5～6回程度

㊨ 経済的援助の内容：f銀行口座を設け、その口座から息子へ小遣い、食事代を振り込み、dのマンションの管理費を振替、クレジットカードで各種料金を振替していた。

エ 定期的な音信・訪問についての申立

㊦ 音信の手段：電話、SNS、訪問、旅行等

㊧ 訪問回数：年4～6回程度

㊨ 音信・訪問の内容：息子の学校の休みの時は3人一緒に○○かdの自宅にいるか、旅行をしていた。主人の連休の時も一緒だった。普段は電話、SNSやメールで頻繁に連絡をしていた。

2 以上認定の事実に基づいて、請求人が

Aと事実上婚姻関係と同様の事情にあった者といえるかどうかについて検討する。

(1) 請求人が日本年金機構に提出した文書〔請求者 Cは〇〇国籍で〕で始まるもの。以下「請求人文書」という。〕には、「亡くなった夫とは彼の浮気が発覚されて、罰を与える意味で、書類上平成〇年離婚しましたが、反省の態度が見られれば、また籍に戻る約束で、離婚前と後の生活は何も変わらず、そのままでした。」と記載されており、請求人は、平成〇年〇月〇日付け診断書の同席者氏名欄に請求人が妻として記載されていること、請求人及びA連名の年賀状の宛先がb宅であること、平成〇年〇月の甥の結婚式にAと請求人及びBが出席したこと、平成〇年〇月、同年〇月、平成〇年〇月等の旅行にAと請求人及びBのほかAの姉も同行していることなどを指摘する。

(2) しかし、Aは、平成〇年〇月〇日、〇〇からb宅に転入した後、平成〇年〇月〇日、Bの親権者を請求人として請求人と離婚したところ、請求人が、Aの帰国からc宅へ移転した平成〇年〇月までの間、Aとb宅において同居していたことを確実に裏付ける資料はなく、請求人文書からすると、Bは〇〇国の学校で学んでいたというのであり、住民票上、Bが平成〇年〇月〇日に〇〇国からc宅に転入し、請求人も同月〇日、c宅に住所を定めたことからすると、請求人は、離婚後c宅に移るまでの間、Bと〇〇国に居住し、同所を生活の本拠としていた可能性が否定できない。

(3) 経済的関係についてみると、次のとおりである。

①請求人が管理していたとするf銀行のA名義の口座には、平成〇年〇月から平成〇年〇月まで、1ないし2箇月毎に〇〇ないし〇〇万円がA名で入金され、Bの学費、マンション管理費等の支払がされている。また、平成〇年〇月〇日、ガイコクソウキンとして

〇〇〇万〇〇〇〇円の入金があり、平成〇年〇月〇日、〇〇〇〇〇〇へ〇〇〇万〇〇〇〇円の支払がされた。

②f銀行の請求人名義口座には、平成〇年〇月〇日、A名で〇〇〇万〇〇〇〇円の入金があるが(上記①のA名義口座からの同日の支払に対応するものと考えられる。)、主としてBの学費等の支払がされている。

③g銀行の請求人名義の口座には、A名で、〇年(平成〇年)〇月〇日、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇〇(1〇〇. 〇〇〇円換算で〇〇〇万〇〇〇〇円)、同年〇月〇日、〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇〇(1〇〇. 〇〇〇円換算で〇〇〇万〇〇〇〇円)、の入金がある。

上記①のAからの定期的入金及び上記②の原資となった入金は、離婚後の未成年の子に対する養育費の支払と解し得るものであるし、上記③のAからの入金は、請求人がAと同居し、夫婦として生活していたのであれば、請求人に対してこのようにまとまった金員を〇で送金する必要があったとは考えにくく、離婚給付の支払である可能性が否定できず、離婚により夫婦の共同生活が失われたことを示すものと解する余地がある。

(4) 離婚後もAがBと父子として交流するのは当然であり、Aが離婚給付等の約束を履行して請求人との関係も保とうとしていたのであれば、請求人を含めた親戚付き合いが継続することも不自然ではないし、請求人が、平成〇年〇月からBとA所有のc宅で生活し、A死亡後、相続財産であるb宅に居住していることは、離婚により夫婦の共同生活が失われていたことと矛盾しない。

他方、請求人主張のとおり、請求人とAとが平成〇年〇月の離婚後も夫婦として共同生活を継続していたのであれば、A死亡まで約5年も婚姻関係を解消したままであることも理解しにくいことであり、請求人の主張するその他の事情を考慮しても、A死亡の当時、請求人が、A

と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者と認めるには、なお立証が足りないといわざるを得ない。

3 以上のとおりであるから、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。